

真砂地区みどりの協定書

(この協定の目的)

第1条 この協定は、私たちの庭のみどりを豊かにし、やがて真砂地区がみどりに包まれた安らぎのあるいい場所となり、住いの環境を快適なものとすることを目的とする。

(協定の呼び名)

第2条 この協定の呼び名を真砂地区みどりの協定(以下「協定」といいます。)とします。

(協定の区域)

第3条 協定の区域(以下「協定区域」といいます)は、真砂第1町内自治会対象区域とします。

(協定のとり結び)

第4条 この協定は、協定区域内の土地所有者等(都市緑地保全法(以下「法律」といいます。)第14条にきめてある土地の所有者等もいいます。(以下「土地の所有者」といいます。))が、互に全員の賛成により結びます。

(協定の効力)

第5条 この協定は、第1条の目的を達成するため、法律で定められている認可を受けることにします。

(協定の変更と廃止)

第6条、協定の内容を変更しようとする、土地の所有者全員の賛成によることとします。協定を廃止しようとするときは土地の所有者の過半数の賛成によることとします。

(植える木について)

第7条 第1条の目的を達成するため、植える木について次のとおりとします。

(一) 植える木の種類と場所

植える木は、私達の庭のみどりを豊かにするばかりでなく、付近の環境をよくする為には必要なので、それにあつた木を次から選ぶ。それぞれ1本は、庭などに植えることとする。

イ) 花又は葉を楽しむ木

ウメ、コバシ、カイドウ、サルスベリ、モクセイ、フバキ、ネムノキ、サザンカ、サンゴジュ、ワケナシ。

ロ) 果実が楽しめる木

カキ、モモ、イチヂク、ビワ、ウメ、ユズ、ブドウ、ザクロ、クリ、クルミ。

ハ) 鳥が寄ってくる木(鳥の食料木)

ナンテン、ツゲ、ヤブデ、アオキ、モッコク、ピラカンサス、ウメシキ、シャリンバイ、エゴノキ、エンキギ、クログネモク。

ニ) 家並をやわらげる木

イヌヅキ、ユツリハ、ゲッケイジュ、エンジュ、シイ、モクナギ、クロマツ、タイサンボク、ケマキ、タナ、スイセン。

(二) 植えた木を育てるための消毒を年1回以上することとする。

(協定の期間) 第8条 協定の期間は、5年間とし、その期間が終了前に、土地の所有者の過半数が廃止についての申し出をしなかつたときは更に5年間は延長するものとする。

(委員会の設置) 第9条 この協定にかつての仕事や、事務を推進していくため委員を選び年2回以上の委員会を行うこととする。委員の中から会長と副会長を1名づつ選ぶものとする。

(協定に違反したとき) 第10条、委員会がとりきめたことかろと積極的に実施しない人には、協定の目的とする範囲内で実施してもらうための要望をします。前項の要望があつたのに、3ヶ月を過ぎても要望があつたことを実施しないときは、委員会が別にきめた公平な措置にしたらってもらうものとする。